

お知らせ

任期付職員採用試験を実施します

【職員課】

- **職種・募集人員** 事務職（任期付職員）・1人
- **応募資格** 橋本市内に在住し、18歳以下（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の児童を養育しているひとり親世帯の人
- **任期** 4月1日～令和7年3月31日  
※令和8年3月31日まで延長となる場合があります。
- **申込方法** 郵送で申し込んでください。
- **申込期間** 1月4日(月)～27日(水)（消印有効）
- **試験日** 2月7日(日)
- **その他**  
受験に関する詳細は、「令和2年度橋本市職員採用試験受験案内（任期付職員）」をご確認ください。提出書類および受験案内は、職員課、総合案内、市ホームページから入手できます。
- **申し込み・問い合わせ**  
〒648-8585（住所記入不要）  
橋本市 総合政策部 職員課 ☎33-1193

野外焼却（野焼き）は禁止されています

【生活環境課】

- 「近所でごみを燃やされて、煙や臭いがひどくて困る」などの苦情が多く寄せられています。ごみを燃やすと煙や悪臭により生活環境の悪化をまねくだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生により健康にも悪影響を及ぼします。また、火災発生の危険も伴うため、野外焼却は絶対にやめましょう。
- 家庭や事業所から出たごみの野外焼却は法律により禁止されており、違反者に対して5年以下の懲役もしくは1千万円（法人の場合は3億円）以下の罰金またはこの併科に処せられる場合があります。
- **問い合わせ** 生活環境課 生活衛生係 ☎33-6100

下水道の接続工事は供用開始後速やかに

【下水道課】

- 多くの費用をかけて造られた下水道施設は、市民の皆さんに利用してもらうことで初めて価値を持ち、地域一帯の生活環境改善に役立ちます。
- 下水道への接続は、「汲み取り便所の場合は供用開始から3年まで」「浄化槽の場合は供用開始後遅滞なく」と法律で定められています。下水道が整備された区域にお住まいで、まだ下水道に接続していないご家庭は、速やかに接続をお願いします。
- **問い合わせ** 下水道課 計画係 ☎33-3160

マイナンバーカードを作りませんか

【市民課】

- マイナンバーカードの作成をお手伝いする出張申請所を開設しますので、ぜひご利用ください。
- **日程・場所**
    - 1月17日(日) 市民会館
    - 2月7日(日) 高野口地区公民館
  - **時間** 午前10時～午後3時
  - **内容**  
申請に必要な顔写真を無料で撮影し、申請書記入のお手伝いをしますので、そのまま申請していただけます。マイナンバーカードの受取りは申請から約1カ月後に交付はがきが自宅に届きますので、内容をご確認の上、市民課までお越しください。
  - **問い合わせ** 市民課 住民係 ☎33-1131

マイナンバーカードの時間外受取り窓口の開設について

【市民課】

- マイナンバーカードの受取りができる時間外窓口を開設しますので、ぜひご利用ください。なお、戸籍、住民票の写し、印鑑証明などの証明書の交付や住所変更などの届出はできません。
- **日時** 1月22日(金) 午後5時30分～午後8時
  - **問い合わせ** 市民課 住民係 ☎33-1131

新型コロナウイルスなどの感染症対策におけるごみの捨て方について

【生活環境課】

- ごみ集積場所などでの感染拡大を防ぐため、ごみを出す時は、ごみ袋内の空気を抜き、袋の口をしっかりと縛りましょう。
- 皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。
- **問い合わせ**  
生活環境課 環境企画係 ☎33-3702

クレジットカードの支払い方法を確認しましょう

【消費生活センター】

- クレジットカードを利用したら、知らない間にリボ払いになっていたというトラブルが起きています。
- リボ払いとは、クレジットカードの利用金額や利用回数にかかわらず、あらかじめ設定した金額を月々支払っていく方法です。便利である一方、支払いが長期化することで返済総額が増え、支払残高がわかりにくいのが特徴です。新規で申し込む際は、規約などをよく確認し、仕組みを十分理解しましょう。
- また、心当たりのない手数料が請求されているなど、不明な点がある時は、すぐにクレジットカード会社に問い合わせましょう。
- **問い合わせ** 消費生活センター ☎33-1227

年金生活者支援給付金の請求をお忘れなく

【保険年金課】

- 高齢・障害・遺族基礎年金を受給している人で、新たに年金生活者支援給付金の対象となる人には、令和2年10月中旬以降に日本年金機構から請求書が送付されていますので、同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入して提出してください。
- 2月1日までに日本年金機構へ請求した場合は、令和2年8月分までさかのぼって給付金を受け取ることができます。2月2日以降に請求した場合の給付金は、請求月の翌月分からの受取りとなりますので、お早めに請求手続きをしてください。
- **問い合わせ**  
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

後期高齢者医療制度の高額医療・高額介護合算療養費のお知らせ

【保険年金課】

- 世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が、1年間（8月～7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。
- 令和元年度（令和元年8月1日～令和2年7月31日）の支給対象者には通知を1月下旬にお送りしますので、早めに申請してください。
- また、令和元年8月1日から令和2年7月31日までの間に健康保険または介護保険の資格異動（転入、転出、死亡など）があった人については、通知されていない可能性がありますので、お問い合わせください。

● 合算したときの限度額

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

- ※保険適用外の費用や入院時の食事負担、高額療養費などの支給を受けている負担分は含みません。
- **問い合わせ** 保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273

後期高齢者医療制度の高額療養費 外来年間合算のお知らせ

【保険年金課】

- 所得区分が一般の人（療養費の自己負担割合が1割で、市民税課税世帯の人）が、1年間（8月～7月末）に支払った外来の自己負担額の合計が144,000円を超えた場合に、その超えた金額を高額療養費として支給します。
- 支給対象者には通知を送付していますが、令和元年8月1日～令和2年7月31日までの間に健康保険の資格異動（転入・転出・死亡など）があった人については、通知されていない場合や申請が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。
- **問い合わせ** 保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273

令和2年度 宝くじ助成

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの収益金をもとに地域防災組織育成助成事業やコミュニティ活動の健全なる発展を図る事業を実施しています。本年度、助成を受けて購入したものを紹介します。

【危機管理室・シティセールス推進課】

● 賢堂区自主防災会



◀ 物置、発電機、テント、リアカーなどを配備しました

● 橋本舟楽保存会



◀ 法被、楽器の購入を行いました



介護者交流会

- 家族の介護をしている人や介護経験のある人を対象に交流会を開催します。
- **日時** 1月13日(水) 午後1時30分～
  - **場所** 保健福祉センター
  - **問い合わせ**  
地域包括支援センター ☎32-1957

広告